令和３年度

移住定住促進・まちづくり事業をお知らせします

小学１年生はじめての給食（４月12日）

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各種事業を実施しています。
その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

結婚祝金（企画課）　予算額 100 万円

町内の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。
交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から３ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

支給対象者	・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること ・婚姻届出日現在で、夫婦の合計年齢が 80 歳未満であること ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること ・夫婦共に、交付決定の日から継続して１年以上町内に住所を有することなど
祝金の額	・夫婦１組に対して 20 万円

結婚新生活支援補助金（企画課）　予算額 120 万円

町内で結婚を伴う新生活をされる世帯を対象に、引越し費用及び住居費の一部を補助します。

補助対象世帯	・令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までの間に婚姻届けを受理された夫婦 ・婚姻日における年齢が、夫婦ともに 39 歳以下であること ・申請日から令和４年３月 31 日まで申請時の住居に居住すること ・夫婦の合計所得が 400 万円未満であること
補助内容	令和３年１月１日から令和４年３月 31 日までに補助対象世帯が支払った下記費用の全額（合計 30 万円が上限額となります） ・住居費……結婚を機に購入及び貸借した住居に係る費用 ・引越し費用…結婚を機に引越しをした際に支払った費用

お問い合わせ　役場企画課企画・まちづくり係　３３－２１１１（内線 72・73）
役場住民課住民福祉係　３３－２１１１（内線 46）

出産祝金（住民課）　予算額 250 万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後１年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。

支給対象者	令和２年４月１日以降に出生し、１年を経過し、下記のいずれにも該当する方が対象です。 ・出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること
祝金の額	・第１子の場合　10 万円（内３万円商品券）・第２子の場合　20 万円（内５万円商品券） ・第３子以降　30 万円（内10万円商品券）

新築住宅取得補助金（企画課）　予算額 600 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。

補助対象者	・65 ㎡以上の住宅を新築した方　**※住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。** ・事業計画認定を受けてから６ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方 ・新築住宅取得から３ヶ月以内に住民票を異動された方 ・補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して５年以上定住する方など
補助金額	・100 万円 ・新婚世帯又は子育て世帯（養育１人）の場合は 50 万円上乗せ ・子育て世帯（養育２人）の場合は 100 万円上乗せ ・子育て世帯（養育３人以上）の場合は 150 万円上乗せ

住宅用地取得補助金（企画課）　予算額 300 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。
※用地取得前にご相談ください。

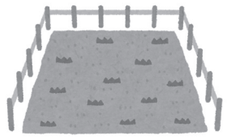

補助対象者	・100 ㎡以上の土地を購入し、65 ㎡以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から６ヶ月以内に工事を完了された方 ・土地取得の日から１年以内に事業認定を受けた方 ・２親等以内の親族から購入した土地でないこと ・補助金の交付決定の日から継続して５年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	・住宅用地購入価格の３分の２（上限 100 万円） ・市街地区にあっては、１㎡あたり 5,000 円を上限とし、それ以外は１㎡あたり 300 円を上限とします。